

6月のごみ収集日について（お知らせ）

平成12年6月の収集日程は、下記の通りになっておりますので、ご確認のうえ、きちんと分別して出してください。

6月のごみ収集日予定表（曜日の見方は、その月の第何回目かで、数字は6月の収集日です）

地区名 ごみ区分	A地区	B地区		C地区	D地区		E地区
	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
もやせるごみ	火・金 2・6・9・ 13・16・ 20・23・ 27・30	月・木 1・5・8・12・15・ 19・22・26・29		月・木 1・5・8・ 12・15・ 19・22・ 26・29	月・水・木 1・5・7・8・12・ 14・15・19・21・ 22・26・28・29		火・水・金 2・6・7・9・ 13・14・16・ 20・21・23・ 27・28・30
ペットボトル (第1)	6日(火)	5日(月)	2日(金)	1日(木)	2日(金)	5日(月)	7日(水)
紙 類 (第2)	13日(火)	12日(月)	9日(金)	8日(木)	9日(金)	12日(月)	14日(水)
びん類 (第2・第5)	13日(火)	12日(月)	9日(金) 30日(金)	8日(木) 29日(木)	9日(金) 30日(金)	12日(月)	14日(水)
缶・プラスチック (第3)	20日(火)	19日(月)	16日(金)	15日(木)	16日(金)	19日(月)	21日(水)
もやせないごみ (第4)	27日(火)	26日(月)	23日(金)	22日(木)	23日(金)	26日(月)	28日(水)

不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
資源の容器類は、必ず中を水洗いし分別して資源ごみの袋（赤）に入れてください。
キャップは必ずはずし、もやせないごみに入れてください。
ごみは、必ず当日の朝8時30分まで出してください。

紙類の出し方について

- 紙類は、必ず十文字にひもで結び、地区の指定の日集積所またはストックヤードに出してください。
- 指定日に集積所に出す場合、雨天などによりぬれる恐れがあるときは、資源ごみの袋に入れてください。
 - ストックヤードに出す場合（各地区公民館敷地内と市内は中央公民館・いきいきプラザ敷地内に設置）
 - 自分の地区が紙類の指定日の午前8時30分～午後5時まで、紙類だけ持ち込みください。
 - 市街地の方は、中央公民館は第3金曜日、いきいきプラザは第3水曜日に持ち込みください。また、鷹巣・大鷹沢田中地区の方は、大鷹沢公民館（第2月曜日）または中央公民館をご利用ください。
 - 毎月第4日曜日（6月は25日）各地区ストックヤードは午前8時～午後5時まで、中央公民館といきいきプラザは午前8時30分～午後5時まで利用できますので持ち込みください。新しい「ごみの分別と出し方」（カラー刷）を参考にきちんと分別し、当日の朝8時30分まで出してください。

お問い合わせ 民生部生活環境課 ☎22-1314

国民年金の手続きは忘れずに！

20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険（会社員）や共済組合（公務員等）に加入していない人は、必ず国民年金の加入手続きをしなければなりません。（学生も強制加入です。）手続きは、ご自分が市役所の国民年金係で行うことになります。

また、厚生年金保険や共済組合に加入したときや退職したときには、その方に扶養されている配偶者は国民年金の手続きが必要で

す。届け出を忘れて保険料を納めていないと、将来、年金額が少なくなったり、年金を受けることができなくなる場合があります。国民年金の届け出は、忘れずに

情報公開制度の実施状況

市では、平成11年10月1日から、より開かれた市政の実現を目指して、「情報公開制度」をスタートしました。

この情報公開制度は、市民の皆さんからの請求によって、市が保有する公文書や資料の交付により公開しようとする制度です。平成11年度における利用状況は下記のとおりです。

区 分	件 数
公 開	8 件
部 分 公 開	4 件
非 公 開	3 件
不 服 申 立	0 件
情 報 の 提 供	2 件

問総務課文書係
☎22 1331

6月は土砂災害防止月間です

6月は土砂災害防止月間。梅雨で長雨の降る6月は、土砂災害の多い時期です。土砂災害には、がけ崩れや地滑りなどがあります。

がけ崩れは、雨で地中にしみ込んだ水分が、土の抵抗力を弱めるために斜面が突然崩れ落ちるものです。地震が原因で起きることもあります。前触れなしに突然起こることが多く、またスピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く、死者の出る割合も高くなります。

国保税 Q&A

Q. 今月、わが家は社会保険に加入しました。国民健康保険の届け出や国民健康保険税は、どうしたらよいですか？

A. 社会保険などの被保険者になって国保から抜けるときは、両方の被保険者証などをお持ちになり、速やかに市民課窓口にお届けください。
4～6月に納期が来る国民健康保険税（第1期～第3期）は、暫定賦課という仮の税額（広報しるし4月号、5月号もご覧ください。）で、この期間に新たに国

6月は「暴走族 根絶強化月間」

白石市では、白石市暴走族根絶の促進に関する条例を制定し、昨年7月1日から施行しております。市民の皆様には、次の点に心掛けいただき、暴走族を絶対に許さない環境づくりに協力願います。

青少年のいる家庭では、友人関係に配慮し、親同士で連絡を取りながら、暴走族への加入防止および暴走族からの脱退に努めます。衣類等の刺繍業者は、暴走行為または暴走族に関する表示を衣類等に刺繍しないよう努めます。自動車等の燃料の販売業者は、整備不良車両等の運転者に対し、ガソリンなどを販売しないよう努めます。自動車等の運転手は、暴走行為を発見したときは、遅滞なく、その旨を警察官に通報するよう努めます。

なお、市内には、宮城県知事から委嘱されている暴走族相談員が6名おります。ささいなことでも結構ですので、お子さんなどの暴走族関係に悩んでいる方は、遠慮なくご連絡ください。
『暴走族をさせるな 街ぐるみ』

問生活環境課 ☎22 1314